

学校教育法 26 条について

東京学芸大学 渡辺孝三

I 問題の提起

周知のように、学校教育法26条は、「市町村の教育委員会は、性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。」ということの規定しており、なおこの規定は、同法40条において中学校にも準用されている。

この規定については、従来においても若干の研究が加えられている。しかし、本条の問題点については、必ずしも明確にされてはいない。たとえば、出席停止権者は誰か、性行不良で他の児童の教育に妨げがあるとはどのような実態を指すのか、また出席停止の対象となる児童の範囲はどこまでか、出席停止の法的性格は何か、さらに出席停止の客体は誰か等、必ずしも明確にされているとはいえない。そこで本稿は、以上の問題点のうち二、三の点について検討を行いたいと思う。しかし本稿は、本条のもつ法意を明確にするというよりは、本条の規定の不明確さを指摘し、今後のさらに精密な研究の呼び水にしたいと思う。

II 明治 23 年小学校における出席停止

性行不良に対する出席停止は、すでに1890（明23）年小学校令に規定されており、現行の学校教育法26条の規定は、この小学校令の系譜を受けていると思われるので、その規定をとりあげてみたいと思う。

同小学校令23条は、「伝染病若クハ厭悪スヘキ疫病ニ罹ル児童又ハ一家中ニ伝染病者アル児童又ハ不良の行為アル児童又ハ課業ニ堪ヘサル児童等ハ小学校ニ出席スルコトヲ許サス 前項ニ関スル規則ハ府県知事之ヲ定ム」と規定している。この規定については、3つの点を検討してみたい。第1点は、出席を許されない理由であり、第2点は、出席停止を命ずる者は誰かということ

であり、第3点は、出席停止の法的性格である。

1 出席停止の理由 本条において出席停止の理由としてあげられている児童は、① 伝染病にかかっている児童、② 厭悪すべき疾病にかかっている児童、③ 一家中に伝染病者のある児童、④ 不良の行為のある児童、⑤ 課業に堪えない児童である。このうち本論に関係のある児童は、第4の理由すなわち不良の行為のある児童である。ところがこの不良の行為のある児童について出席を停止させるというのであるが、この規定から読みとることのできることは、不良の行為があれば出席を許されないということであって、他の児童との関係は、何も規定されていない。すなわち現行の学校教育法26条において出席停止の理由となっている児童は、性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認められる児童である。であるから、小学校令23条の規定によれば、性行不良であれば、他の児童の教育に妨げあるか否かにかかわらず、出席を停止されることになるように見える。もしこのように理解するとすれば、懲戒処分による停学との関係をどのように解すべきかということが問題となるであろう。

2 出席停止権者 本条においては、児童に対して「出席を許サス」とする者（これをかりに出席停止権者と呼ぶこととしよう。）については、何も規定されていない。すなわち本小学校令の20条より24条までは、第3章として就学に関することが規定されている。そしてその21、22条を参照するときは、就学事務の管理者が、市町村長であることは明瞭である。しかし、その21条には、「市町村長ハ……行フコトヲ得」（同条2項）、「市町村長ハ……許可を受クヘシ」（同条3項）と規定され、22条においても、「市町村長ノ許可ヲ受クヘシ」と規定されており、これらに関する行政行為者が市町村長であることは、明らかである。ところが23条の出席停止権者については、何も規定されていない。

そのため出席停止権者については、4様の解釈が成立する。その第1は、本23条の規定が、第3章就学の中のひとつの条文であり、他の就学に関する行政行為者が市町村長とされているところから、出席停止権者も当然市町村長であると類推するものである。第2は、反対に21、22条の就学に関する行政行為者については、市町村長であると規定されているのに、23条の出席停止権者については何も規定されていないところから、出席停止権者は、市町村長以外の第3者（たとえば小学校長）であるとするものである。さらに第3は、以上のように21、22条の行政行為者については、市町村長とするという明文規定があるのに、23条の出席停止権者については何等の指定がないのであるから、出席停止権者は存在せず、本規定の実際の運用はなし得ないとするものである。さらに第4は、以上の規定を反対に解釈して、出席停止権者は、市町村長でも小学校長でもよいとするものである。

ところが、以上の規定に関しては、府県知事がこれに関する規則を定めることとされている(23条2項)。したがって、出席停止権者については、都道府県知事規則によって定められることも

考えられる。しかし、その規則については、必ずしも明らかでない（例、東京府小学校令施行細則）。

このようにして出席停止権者については、4つの場合が考えられるが、① 本規定が、第3章就学事務の中の条文であり、就学事務に関する行政行為者は、市町村長とされていること、② 小学校長及び教員の職務権限等については、第6章（53～65条）に規定されていること、③ もし出席停止権者が存在しないと解釈すれば、本規定を設けた意味が全く失われること、④ 出席停止権者を市町村長及び小学校長とするならば、そのことを当然規定しなければならない、等を考えると、本規定は、たしかに不備ではあるが、出席停止権者を市町村長と予定していたもののように推測されるが、この規定は不備な規定である。

3 出席停止の法的性格 出席停止は、学に不良の行為ある児童があった場合でも懲戒としての停学、退学等の処分を禁止しているところから必要とされる処分なのであろうか。それとも停学、退学という処分も可能であるが、それとは別の処分として出席停止を規定したものであろうか。

ところで本小学校令は、懲戒については、第6章小学校長及教員の中の61条に「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定している。この規定では、体罰を禁止しているのみであって、停学や退学をなすうか否かについては、積極的に規定していない。したがって、懲戒処分として停学や退学が可能であるかどうかは、必ずしも明瞭でない。すなわち本規定は、体罰のみを禁止しているからである。これについて能勢榮^①は、次のような見解をもっていた。

学校ノ厳罰二種アリ、一ヲ停校トシ、一ヲ退校トス、……停校ヲ命ゼラレタルヲ幸ニ家ニテ悪戯ヲ楽ミトナスガ如キ児童ニアリテハ毫モ益ナキノミナラズ、却リテ弊弊アルモノナリ、^②

退校ハ……軽忽ニ此ノ罰ヲ行フ可カラズ、如何ニ頓惰、不行状、自暴、自棄ノ児童ト雖モ、小学年齢ノ者ナレバ大概ハ此ノ最後ノ手段ヲ施サズシテムモノナリ^③、

このように能勢榮は、停学、退学は、小学校にあっては、教育上の見地から反対しているけれども、法制上からは不可能ではないような主張をしているのである。

しかし、中学校令施行規則においては、懲戒処分の種類の中に「放校」を明示している。これに対して小学校令施行規則においては、放学に関する規定は見えない。このようなところから出席停止は、放校にはできないが、他の児童への影響のために設けられたのであろう。

III 明治33年小学校令及び昭和16年国民学校令における出席停止

1900（明33）年小学校令は、その38条において、「小学校長ハ伝染病ニ罹リ若クハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認メタル児童ノ小学校ニ出席スルヲ停止スル

コトヲ得」と規定している。また1941（昭16）年国民学校令は、その13条において、「国民学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童ノ国民学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得」と規定している。このように両規定の間には、大きな差異を認めることはできない。そこでここでは、両規定を一括して検討してみたいと思う。

1 出席停止権者 明治23年小学校令においては、出席停止権者について何ら規定されていない。それが、明治23年の小学校令の大きな欠陥であった。そのため出席停止を行う場合、誰がその主体となるかについて大きな疑問を生じたであろう。（本論においては、その主体を市町村長ではあるまいか、と推測したのにすぎない。）このような疑義が生じたためであろうか、明治33年小学校令と昭和16年国民学校令とにおいては、出席停止権者を、それぞれ小学校長及び国民学校長としている。すなわち小学校長及び国民学校長は、学校という営造物^④の長であるところから、その学校の設置目的を達成するために必要と認める範囲において、児童に対して出席停止処分権を有するものであることを、本令においては明らかにしたものと考えられる。

2 出席停止の理由 明治33年小学校令及び昭和16年国民学校令においては、出席停止の理由として、① 伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童、② 性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童、という2つの場合があげられている。この規定が、明治23年小学校令における出席停止の理由と比べて異なっているところは、① 明治23年小学校令における出席停止の理由としては5つあげられていたが、明治33年小学校及び昭和16年国民学校令においては、出席停止の理由が2つになっていることと、② 性行不良の場合の出席停止については、「他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル」ことが、その理由として付加されたということである。

ここでは、第2の理由についてのみ検討してみよう。すなわち明治23年小学校における出席停止の理由としては、「不良ノ行為アル児童」であることがあげられていた。これに対して明治33年小学校令及び国民学校令においては、「性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童」が、出席停止の対象となることになった。したがってここにおいては、児童本人の性行不良だけでは出席停止の対象とはならず、その児童の非行が、他の児童の教育に対して、消極的な影響を及ぼす場合に限定されたことが注目される。

3 出席停止の法的性格 すでに述べたように明治23年小学校においては、実際上はともかくとして、法制上は停学及び退学が存在していたように見える（能勢栄の説）。したがって法制上は、出席停止は、停学処分とは別個の処分のように見えたのである。

ところで明治33年小学校令47条は、「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と規定しており、また昭和16年の国民学校令も、「国民学校職員ハ教育上必要アリト認ムルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」と規定している。これらの規定は、内容的には同一と見てよいであろうし、な

お明治23年小学校における懲戒の規定とも、内容的には同一であると見なしてよいであろう。

ところが、この懲戒規定については、停学及び退学を含むかのような学説と、これを含まないとする学説とがある。前者の例としては、松浦鎮次郎の説をあげることができよう。すなわち次のようにいっている。

小学校長及正教員准教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得懲戒ノ方法ハ適宜之ヲ定ムベキモノニシテ法ニ何等ノ規定ナシ^⑤

このように松浦説によれば、懲戒の方法は、適宜これを定めることができるということになり、松浦説は明示していないが、以上の説を拡大解釈するならば、懲戒のうちに停学及び退学を含むことも、法解釈上は不可能ではないということになるであろう。

これに対して、小学校における懲戒には、停学及び退学は含まれないとする説がある。その1、2の例をあげてみよう

児童に対するの懲戒は、之を学校罰と称す、小学校長及び教員が学校罰権を有するは事物の性質上より生ずる法律上の原則たり、

小学校長及教員は如何なる範囲に於て学校罰権を有するかは法規を以て之を定めざるべからず、

学校罰の種類は戒告、叱責、罰的労働、留置、座席変更、不進級等なり、また以上の武部説とはほぼ同様の説をなすものとして、船越説をあげることができる。それは、次のとおりである。

懲戒の実質内容如何に就て考えるに、法規が、「教育上必要なとき」に、懲戒を加ふことを得としたるは、懲戒の目的と、懲戒を加うべき場合とを、示すものなるが、此の示されたる目的と場合とよりして、懲戒を行ひ得へき範囲を解することを得べし。法規は、斯の如く懲戒の目的と、場合と、而して之に依りて範囲をも、示せるものなるも、懲戒の内容に至りては、何等の規定する所なきに依り、是等の条件に合する適當なる懲戒事項の如何は、慣習と条理とによりて認定するの外なし。而して一般に是認せらるる懲戒は「学校罰」と称し、戒告、叱責、譴責、直立、留置、労務、座席変更等なるを通例とす^⑦。

以上の両説は、懲戒処分として停学、退学の処分が不可能であるということを積極的に主張してはいない。しかしそこにとりあげられた懲戒の種類の例示からして、停学及び退学は、不可能であると主張しているように見える。

次は、懲戒の中には退学が含まれないことを主張した川村説である。

性行不良の場合に於ける出席停止は、即ち一種の懲戒処分であるが、この他には中等学校以上の学校に於けるが如き退校、放校等の処分権は小学校の法規に於ては認められて居られない^⑧。このように川村説は、懲戒の中に退学を含めないで、出席停止処分をあたかも停学のように考え

ている。

ところで以上を総括してみると、懲戒処分の中に、松浦氏以外では、停学及び退学を含ませないような主張が多くみとめられるし、少くとも懲戒の中に停学及び退学が含まれることを積極的に認容した学説はない。

このような学説を一応認めるとすれば、出席停止処分の法的性格（とくに懲戒との関係）は、どのようなものと解されるべきであろうか。これについても以上にあげた4人の学説を追ってみたい。

まず松浦説であるが、氏の著書の中には、「小学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認メタル児童ノ小学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得^⑨」という記述が出てるだけであって、これについては何らの説明も加えられていない。したがって松浦説が、出席停止をどのような性格の処分と考えていたかは明瞭ではない。

次に武部説は、「学校は又児童を教育するものなるが故に児童をして学校に出席せしむることを努めざるべからず、蓋し共伝染病に罹リ若は其の虞ある児童又は性行不良にして他の児童の教育に害ありと認めたる児童に対しては、小学校長は非常手段として小学校の出席停止を命ずることを得^⑩」としている。すなわち武部氏によれば、先の学校罰としての停学を認容していないところから、これに代る非常手段として出席停止処分の必要性を認めているものようである。

次に船越説によれば、「性行不良の場合に於ける出席停止は、懲戒処分に類するも、他の一般児童の教育に妨あるに依り、己むを得ず之を他の児童より遠^(ママ)くするの処分にして、懲戒にあらざるなり。出席停止は、伝染病伝染の虞なく、又は性行不良ならざるに至れるときは勿論、性行不良なるも他の児童の教育に妨げなしと認められるに至れるときは、出席停止処分を解除することを要するなり^⑪。」である。この説においては、懲戒と出席停止処分との関係が、やや明らかにされているように思われる。すなわち、船越氏によれば、① 出席停止は、懲戒処分ではない。② したがって性行不良であっても他の児童の教育に妨げなしと認められるときは、出席停止処分を解除すべきである、ということになる。この説を総括すれば、出席停止処分は、懲戒とは異質の処分であり、他の「他の多数児童の精神上の利益を保護する^⑫」ための処分であるということになる。

川村説によれば、上述のように、「性行不良の場合における出席停止は、すなわち一種の懲戒処分である」という前提に立ちながら、次のように述べている。

その出席停止は、他の児童の教育に妨ありと認めたる場合に限られて居ることは特に注意すべきである。又出席停止は退校と異なるのであるから、他の児童の教育に妨げなしと認めたる時には直に其の停止処分を解除すべきは勿論である。ただしこれ義務教育の本旨からは当然然るべきことであって小学校長としては其の出席停止に対しては、児童及保護者の反省を促して可

成速に出席せしむることに努めなければならない^⑬。

このようにして、出席停止の法的性格については、これを懲戒処分ではないとする説（例、船越説）と、懲戒処分の一種とする説（例、川村説）とがあって、必ずしも明瞭ではない。

ところで1916（大正5）年の文部省普通学務局通牒によれば、「伝染病患者ニ於ケル児童ノ欠席ハ統計上授業日数短縮ト看做シ御取扱相成候方可然ト存候条御3知相成度此段及回答候也^⑭」とされている。この通知からは、性行不良による出席停止の場合の授業日数の取り扱い方は、明かでない。しかし、性行不良の出席停止の場合も、同じ条文中の出席停止であるから、同様に取り扱いられるべきものと類推される（性行不良による出席停止の実例は、文献に見当たらないので明瞭ではないが）。さらに前述のように中学校令施行規則51条には、懲戒処分として放学が規定されているが、小学校令施行規則には、その規定がない。このようなところから、明治33年小学校令及び昭和16年国民学校令においても、性行不良による出席停止は、懲戒の一種でなく、「他ノ児童ノ教育ニ妨アリ」という場合に、他の児童のための隔離措置の一種と見てよいのではあるまいか。

IV 学校教育法における出席停止

上述のように現行の学校教育法26条は、性行不良に関する出席停止を禁止している。この規定においては、① 性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童に対して、② 市町村の教育委員会は、その児童の出席停止を命ずることができる、ことを明かにしているが、これについて若干の検討を加えてみよう。

1 出席停止の法的性格 学校教育法26条は、1947（昭22）年の制定当初は、「市町村立小学校の管理機関は、伝染病にかかり、若しくはその虞のある児童又は性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。」と規定していた。この規定が、1952（昭27）年に市町村教育委員会が一斉設置されるに伴い、「市町村の教育委員会は、……」と改正された。次いで1958（昭33）年に法律56号として「学校保健法」が制定されたとき、伝染病に関する出席停止は、同法12条に「校長ができる」こととされ、同時に法律56号によって、性行不良に関する出席停止の規定が、現行法のようなになったのである。

ところで現行の学校教育法施行規則13条は、懲戒の種類について規定するとともに、① 公立の義務教育諸学校においては、学齢児童・生徒に対しては退学を行うことができないこと、② すべての義務教育諸学校において、学齢児童・生徒に対して停学を行うことができないことを定めている（同条3、4項）。

したがって性行不良に関する出席停止は、懲戒ではないが、「他の学齢児童の義務教育を受ける権利を保障するため、これに義務教育を受けさせないこととするはやむをえない措置^⑮」であるとされている。

以上、性行不良に関する出席停止の法的性格を歴史的に検討してきた。これを通観してみると、明治23年小学校令より現行制度に至るまで、性行不良に関する出席停止は、懲戒処分としての停学とは異った性格の「措置」とされている。

しかしその措置とは、法的にはどのような性格のものであろうか。それは、例えていえば、公務員制度における分限処分に類似したものと考えられないであろうか。すなわち公務制度においては、本人の非行を制裁するための懲戒処分（例、地方公務員法29条）とは別個に、公務の正常な執行を保護するために公務員に対する分限処分を設けている（例、地方公務員法28条）。この分限処分と類似して、義務教育の正常な運営と他の児童の学習権の保障のため、性行不良の児童の非行を追求するのではなく隔離するのが、本規定の法的性格ではあるまいか。

2 出席停止権者 明治23年小学校令においては、出席停止権者について何の規定もなく、明治33年小学校令に至って小学校長が出席停止を行うということが明記された（国民学校令も同様）。学校教育法においては、当初「市町村立小学校の管理機関」が出席停止を行うことになっていたのが、1953年の改正において、「市町村教育委員会」と改められ、今日に至っている。この現行規定の立法趣旨については、次のような説明がなされている。

本条の牒源である旧国民学校令によれば「国民学校長ハ伝染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル児童又ハ性行不良ニシテ他ノ児童ノ教育ニ妨アリト認ムル児童ノ国民学校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得」（同令13条）とあって、官公私立を問わず学校長にかかる権限を認めていた。学校教育および学校管理の実態からすればこのような規定が妥当であろうが、義務教育の励行上、出席停止処分の重要性にかんがみ、この権限を管理機関に移したのが事の経緯である^⑯。

たしかにこの説は、出席停止権者が市町村教育委員会とされた理由の一つを明かにしている。しかしこれには、もう一つの理由が考えられる。それは本出席停止が懲戒ではなく、就学事務の一つと考えられていたからであろう。すなわち義務教育に関する就学事務は、出席督促（学校教育法施行令21条）事務の例にもあきらかなように、「市町村教育委員会は、その児童の保護者」に対して行うことが、原則となっている。このようなところから、出席停止も、市町村教育委員会が、その保護者に対して行うこととされたものといってよい。したがって、本規定は、立法形式からは、十分理由のあるところである。

しかし本規定には、次のような問題点をもっている。その第1は、学校保健法12条に規定する伝染病の場合の出席停止権者が校長とされているのに、なぜ性行不良の場合は教育委員会なのかということである。すでに明かなように、明治33年小学校令及び国民学校令においては、校長が

出席停止権者とされていたのである。たしかに伝染病の場合の出席停止は、他の児童の健康管理上急を要するから、権限を校長においたものとも考えられる。しかし性行不良の場合も、他の児童の学習権を守るということからすれば、「その判断を適切になしうる者は、校長であるから、出席停止権者を校長とすべきであったと考えられよう。

第2は、市町村立以外の義務教育学校の出席停止の取り扱いをいかにしたらよいかということである。すなわちその一つは、現行規定によれば、出席停止権は市町村教育委員会にある。ところが市町村教育委員会は、その所管する学校の管理権を有するだけで、他の国立私立学校に対する管理権をもつものではない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条）。ところが国立私立学校ともに、停学は禁止されている。もし国立私立学校で出席停止を命じようとしても、市町村教育委員会には、その権限はない。したがって学校教育法26条が市町村教育委員会のみを出席停止権者としたことは、不備な規定といわざるを得ない。また他面においては、市町村立以外の国立私立学校の出席停止権者は存在しないので、これらの学校においては、出席停止処分も停学処分もなしえないということになる。

かくして出席停止権者は、明治33年小学校令あるいは国民学校令におけると同様に、児童の就学している学校長とする方が、制度的にも教育的にも、また運用の上からも適切ではあるまいか。

この説に対しては、次のような反論がある。すなわち地方教育行政の組織及び運営に関する法律26条によって、教育委員会の権限の一部を教育長に委任し（1項）、教育長はその権限を学校の職員に複委任できる（2項）から、この規定に則って、市町村教育委員会は、出席停止権を校長に複委任できる。したがって、学校教育法26条は、そのままでもよしいとするものである。

たしかに市町村立教育委員会が、出席停止権をその市町村立の小・中学校長に委任することは、上述の規定から可能である。しかし市町村立教育委員会の権限を他の国公立学校の長に委任できるというような規定は、現行法上どこにも存在しない。したがってこれらの国公立学校においては、出席停止は依然として不可能であり、停学も不可能である。さらに国立及び私立においては、退学処分も考えられようが、他の公立（都道府県立等）においては、出席停止も、停学も、退学も不可能となる。

V ま と め

以上、出席停止について歴史的にふりかえりながら、若干の検討を加えてみた。それによれば、第1に、出席停止の立法的意図は、明治23年小学校令以降、「他の児童の教育に妨げ」がある場合、他の児童の正常なる学習を保障するためであったといつてよいであろう。たしかに戦前においては、教育は国の事務とされ、「普通教育ノ要ハ人ヲシテ人ノ人タル道ヲ知ラシメ日本国民タ

ルノ本分ヲ升ヘシメ^⑰」ることあり、国家ノ精神風俗貧富強弱等皆此普通教育ニ牒源セサルハナシ^⑱」と観念されていた。しかしその教育においても、児童が正常な教育を受けることを擁護しようとする意図は存在し、その意図の制度的表現の一つが、性行不良に関する出席停止処分であったと見てよいであろう。

したがって、多くの児童の学習権の保障のために、特定の児童に対して出席停止を行うことを認めるとすれば、その特定の児童の性行不良の程度や他の児童の教育への影響を正しく判断しうる者が、当該校長であることはいうまでもない。しかも出席停止権者を市町村教育委員会とすることは、一面立法形式としては整合的であるように見えながら、上述のような不明確な規定である。したがって、出席停止を学習権保障のための措置とするならば、出席停止権者は校長とされるべきであり、校長が特定の児童について出席停止を行ったときは、その旨を当該学校の管理機関に報告するような規定とすべきではあるまいか。いずれにしても現行学校教育法26条の規定は、不備な規定であると考えられないだろうか。

注

- ① 能勢 栄「学校管理術」（金港堂書籍会社、1890）
- ② 同上書 P. 178 ～ 179
- ③ 同上書 P. 180 ～ 181
- ④ 当時、小学校をもって市町村の営造物とすることは、通説とされていた。
- ⑤ 松浦鎮次郎「教育行政法」（東京出版社、1912）P. 488
- ⑥ 武部欽一「日本教育行政法論」（日本学術普及会、1916）P. 240 ～ 241
- ⑦ 船越源一「小学校教育行政法規精義」（東洋図書株式会社合資、1935）P. 710
- ⑧ 川村兼五郎「小学校の実際経営と管理」（教育行政社、1930）P. 1194
- ⑨ 松浦「前掲書」P. 524
- ⑩ 武部「前掲書」P. 245
- ⑪ ⑫ 船越「前掲書」P. 496
- ⑬ 川村「前掲書」P. 1194 ～ 1195
- ⑭ 大正5年12月28日新普125号各地方庁へ、普通学務局通牒）
- ⑮ 鈴木 勲「逐条学校教育法」（学陽書房、1980）P. 235
- ⑯ 有倉遼吉・天城 勲「教育関係法Ⅰ」（日本評論新社、1958）P. 128
- ⑰ ⑱ 普通教育施設ニ関スル文部大臣ノ意見（1890（明治23）年11月）